

環境経営レポート

69期版

【 対象期間：2023年 7月 ～ 2024年 6月 】



OHKAWARA

大河原の「O」をマーク化。
これはまだ私達が守る
地球であり、地球と共に
発展する企業を、そして
明日を見つめる確かな目
を表現しています。

大河原建設株式会社

〒427-8522 静岡県島田市向島町 4532番地

TEL 0547-36-2111

<https://www.ohkawara.co.jp>

2024年 8月 1日 発行

目 次

1	環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	事業活動の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4~7
3	環境経営目標とその実績・・・・・・・・	8~9
4	環境経営計画の内容・・・・・・・・	10
5	環境経営計画の取組結果と次年度の取組内容・・・	11~13
6	環境上の緊急事態への準備・対応及び訓練の記録・	14
7	環境関連法規への違反、訴訟等の有無・・・・・・・・	15~20
8	代表者による全体の評価と見直し記録・・・・・・・・	21

1、 69期 環境経営方針

大 河 原 建 設 環 境 経 営 方 針

当社は「技術と人を大切にする」という社是と、シンボルマークの「私たちが守る地球、明日を見つめる確かな目」のもとに、環境活動と建設事業活動との調和を、全社員が共通認識として持ち、健全な経営の基、自主的、積極的に、地球環境の保全と豊かな社会の実現を図る活動に取り組みます。

＜環境保全への行動指針＞

- 1、当社の置かれている状況、利害関係者の要求を幅広く把握し、経営における内部、外部の課題(リスク)と機会(チャンス)を明らかにし、事業活動のすべての分野において、資源の有効活用を図り、環境問題への積極的な取り組みため、次の事項について環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
 - ① CO2排出量の削減
CO2の排出量削減の為、資源・エネルギーの効率的活用を目指します。
 - ② 廃棄物の削減及び再資源化の推進
一般廃棄物・建設作業所での産業廃棄物の削減、分別収集に取り組み環境保全に貢献します。
 - ③ 水使用量の削減
事業所及び作業所の水の使用量の削減に取り組み環境保全に取り組みます。
 - ④ 化学物質使用量の削減
建設事業活動における化学物質の使用量削減を目指します。
 - ⑤ 当社が提供する構築物の品質・環境性能の向上と改善
土木・建築の施工にあたり、品質、環境性能の満足した構築物をお客様に提供します。
 - ⑥ 社会貢献活動
・地域社会の環境関連活動へ積極的に参加します。
- 2、環境関連法規を遵守し、利害関係者と当社が約束したことを守ります。
- 3、この方針をあらゆる機会を通じて全社員に周知させ、地球環境保全の重要性に対する自覚と意識をもち、適切な改善と向上を図ります。
- 4、当社の環境保全活動の取組を環境経営活動レポートとして取りまとめ公表し、特に地域社会への情報提供・交流が有効に出来るように努めます。

2009年 9月 1日 制定
2023年 7月 1日 改定

大 河 原 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長
朝 倉 純 夫

2、 事業活動の概要

- ① 事業所名 大河原建設株式会社
- ② 代 表 者 代表取締役社長 朝倉 純夫
- ③ 会社設立 昭和31年 6月 19日
- ④ 資 本 金 5,000万円
- ⑤ 所 在 地



【本 社】 〒427-8522 静岡県島田市向島町4532番地
(141名)
(2024年1月より稼働)



【旧本社】 〒427-8522 静岡県島田市向島町4532番地
(0名)
(2024年1月に閉所)



【東京支店】 東京都中央区日本橋2-1-3 10F-215
(常駐なし)



【関東事業所】 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目8-8 504
(12名)



【大河原リース】 〒427-0038 静岡県島田市稲荷1丁目13-23
(10名)



【すまいのアトリエ】 〒427-0047 静岡県島田市中溝町1641-1
(0名)
(2024年1月に本社へ統合)



【ガーデン 庭夢】 〒427-0011 静岡県島田市東町1215番地
(4名)



【ハイン駿海事務所】 〒421-0422 静岡県牧之原市静波2344-17
(常駐なし)

⑥ 環境管理責任者 青島 利浩 (管理統括部 本部長)

⑦ エコ事務局 菅 良行 (管理統括部)

TEL 0547-36-2111

⑧ 事業活動の内容

■ 本 社 : 土木・建築工事の設計・施工及び監理 不動産の斡旋及び開発

1、特定建設業 静岡県知事許可 第266号

2、宅地建物取引業 静岡県知事登録 第3472号

3、一級建築士事務所 静岡県知事登録 第279号

■ 首都圏事業本部 : 関東方面の営業活動

■ 大河原リース: 仮設資材のリース及び販売

1、指定工場認定 社団法人仮設工業会(大河原リース)

■ すまいのアトリエ: 戸建住宅モデルハウス ※2024年1月に本社へ統合

■ ガーデン庭夢: 園芸資材等の販売

■ ハイナン駿海事務所: 榛南地区の営業活動・工事施工時の現場事務所

⑨ 事業の規模（決算期 6月）

活動規模	単位	2021.7～ 2022.6	2022.7～ 2023.6	2023.7～ 2024.6
		67期	68期	69期
売上高	百万円	11,042	11,618	12,088
従業員	人	151	173	167
床面積（本社新本館）	m ²	-	-	3,263
床面積（本社旧本館）	m ²	1,194	1,194	-
床面積（本社別館）	m ²	321	321	321
床面積（研修会館・天青）	m ²	181	181	181
床面積（5号館・耕天）	m ²	204	204	204
床面積（リースセンター）	m ²	790	790	790
床面積（ガーデン庭夢）	m ²	251	251	251
床面積（すまいのアトリエ）	m ²	147	147	-
床面積（関東事業所）	m ²	50	50	100
床面積（ハイナン駿海事務所）	m ²	519	519	519

※その他、レンタルオフィス・個人住宅の一部を事務所として利用

⑩ 大河原建設株式会社 エコアクション21対象範囲

対象範囲 : すべての事業活動

大河原建設株式会社

全常勤役員及び全従業員（パートを含む）

営業本部

土木事業本部（土木作業所）

建築事業本部（建築作業所、積算調達部）

住建事業部（住建作業所、すまいのアトリエ）

管理統括部

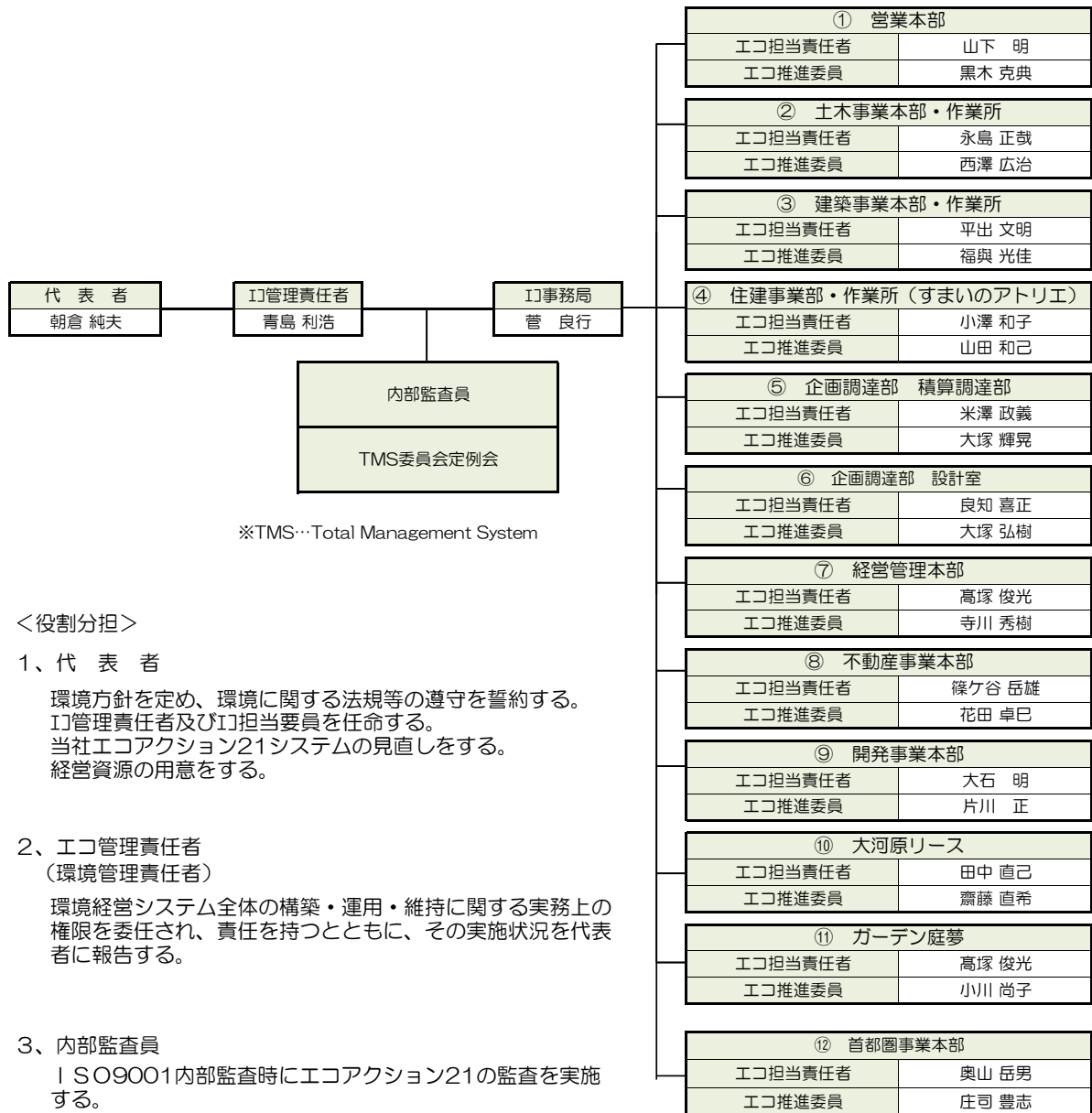
不動産事業本部

開発事業本部

経営管理本部（経理部・大河原リース）

首都圏事業本部（東京支店、関東事業所、他）

ハイナン駿海事務所



＜役割分担＞

1、代 表 者

環境方針を定め、環境に関する法規等の遵守を誓約する。
 EM管理責任者及びEM担当要員を任命する。
 当社エコアクション21システムの見直しをする。
 経営資源の用意をする。

2、エコ管理責任者 （環境管理責任者）

環境経営システム全体の構築・運用・維持に関する実務上の
 権限を委任され、責任を持つとともに、その実施状況を代表
 者に報告する。

3、内部監査員

ISO9001内部監査時にエコアクション21の監査を実施
 する。

4、エコ事務局

負荷データの集計・システム文書・記録の管理
 システム教育の計画・実施・評価案の作成 他

5、エコ担当責任者

環境方針・環境活動計画を受けて部内の取組を実施する。

6、エコ推進委員

エコ担当責任者の補助をし、活動の取組を推進する。

7、TMS委員会

ISO9001の活動内容の検討ならびにエコアクション21の活
 動について各部署の報告・検討を行う。

環境経営目標とその実績

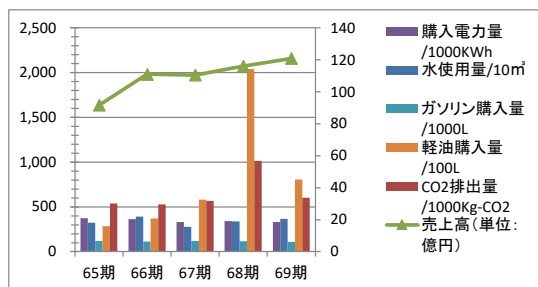
環境経営目標とその実績

69期（2023年7月1日～2024年6月30日）の実績は次の通りとなった。

- ※1 69期の目標値は、基準値に対して3%減とする。
- ※2 電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）は、平成30年度実績のR2.1.7環境省・経済産業省公表の中部電力の調整後の排出係数である0.424（kg-CO₂/kWh）と東京電力の調整後の排出係数である0.441（kg-CO₂/kWh）を使用。
- ※3 評価：○印 達成，×印 未達成

環境目標項目	単位	基準値(66期)実績	前年(68期)実績	69期目標	69期実績	対目標比率%	評価	
売上高	億円	111.04	116.18	170.91	120.88	70.7%	×	—
① 温室効果ガス排出量の削減								
CO ₂ 排出量（66期係数により算出）	kg-CO ₂	527,714	1,020,033	511,883	602,382	17.7%	×	超過
CO ₂ 排出量／売り上げ（億あたり）	66期係数 kg-CO ₂ /億	4,752	8,780	4,610	4,983	8.1%	×	超過
購入電力の削減	CO ₂ 排出係数							
電力：本社・各事務所（中部電力）	0.424 KWh	222,183	212,551	215,518	213,512	-0.3%	○	減達成
電力：本社・各事務所（東京電力）	0.441 KWh	10,055	3,016	9,753	11,184			
電力：現場（中部電力）	0.424 KWh	126,220	114,989	122,433	95,499	-14.4%	○	減達成
電力：現場（東京電力）	0.441 KWh	3,450	12,750	3,347	12,156			
化石燃料の削減	CO ₂ 排出係数							
灯油	2,490 L	1,387.00	1,111.12	実績の把握をする	803	—	—	—
ガソリン	2,320 L	113,582	116,338	110,175	106,763	-3.1%	○	減達成
軽油	2,580 L	37,251	230,877	36,133	81,911	126.7%	×	超過
LPG	3,000 Kg	3,396	1,892	実績の把握をする	0	—	—	—
都市ガス	2,160 m	359.5	90	実績の把握をする	0	—	—	—
② 廃棄物の削減及び再資源化の推進								
一般廃棄物	t	12.7	12.6	実績の把握をする	14.3	実績の把握をする	—	—
産業廃棄物	t	9.813	12.098	実績の把握をする	9.831	実績の把握をする	—	—
産業廃棄物の再資源化率	%	99.6	97.0	98.0	97.7	0.3%	×	超過
分別収集実施率（作業所実施率）	%	18/24件（75%）	18/21件（86%）	78%	23/25件（92%）	17.9%	○	増達成
③ 総排水量・水使用量の削減								
上水：本社・各事務所	m	1,535.0	2,443.0	1,489.0	1,663.7	11.7%	×	超過
上水：現場	m	2,400.8	948.0	2,328.8	2,017.2	-13.4%	○	減達成
④ 化学物質使用料の削減								
化学物質を含む製品及び化学物質名並びに使用量の把握・削減	含有化学物質	—	適正に管理した	適正に管理した	適正に管理する	適正に管理した	—	○ 達成
	購入量	kg	280.00	173.36	（数値目標としない）	24.64	—	— 達成
⑤ 環境に優しい活動の推進								
事務用品・建設資材のグリーン購入（コピーカウンター）	%	極力採用した	極力採用する	極力採用する	極力採用した	—	—	—
環境に優しい住宅の設計・施工の提案	%	100	100	100	100	100.0%	○	達成
現場環境調査の実施・対策	%	100	100	100	100	100.0%	○	達成
環境配慮型工法の採用・施工提案	%	100	100	100	100	100.0%	○	達成
粉塵発生の低減	件	低減に取組んだ	低減に取組む	低減に取組む	低減に取組んだ	—	—	—
低騒音・低振動・省エネ・省資源型建設機械の使用と施工の促進	%	100	100	100	100	100.0%	○	達成
⑥ 社会貢献活動の推進								
地域環境関連活動への参加	排水路清掃		地域一斉に合わせ	地域一斉に合わせ	地域一斉に合わせ	地域一斉に合わせ	—	○ 達成
	構内落葉清掃		営業日：毎日	営業日：毎日	営業日：毎日	営業日：毎日	—	○ 達成
	事務所近隣		公道清掃	公道清掃	公道清掃	公道清掃	—	○ 達成
道路愛護運動への参加	回	1	1	1	1	100.0%	○	達成
小さな親切運動への参加	回	2	2	2	2	100.0%	○	達成
交通安全運動への参加	回	2	2	2	2	100.0%	○	達成
献血車の定期的受入	回	2	2	2	2	100.0%	○	達成

■直近5期の売上高と主要負荷データの変遷



今後の環境経営目標（69期、70期、71期）

環境目標項目	単位	基準値	基準値 3%減	基準値 4%減	基準値 5%減
		66期	69期 目標値	70期 目標値	71期 目標値
① 温室効果ガス排出量の削減					
CO2排出量	Kg-CO2	527,714	511,883	506,605	501,328
CO2排出量／売り上げ（百万あたり）		4,753	4,610	4,562	4,515
購入電力の削減					
電力：本社・各事務所	KWh	232,238	225,271	222,948	220,626
電力：現場（従量電灯：仮設）	KWh	129,670	125,780	124,483	123,187
化石燃料の削減					
灯油	L	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする
ガソリン	L	113,582	110,175	109,039	104,666
軽油	L	37,251	36,133	35,761	35,388
LPG	Kg	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする
都市ガス	Nm ³	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする
② 廃棄物の削減及び再資源化の推進					
一般廃棄物	t	12.7	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする
産業廃棄物	t	9,813	実績の把握をする	実績の把握をする	実績の把握をする
産業廃棄物の再資源化率	%	#REF!	98%	99%	99%
分別収集実施率（作業所実施率）	%	18/24（75%）	78%	79%	80%
③ 総排水量・水使用量の削減					
上水：本社・各事務所	m	1535.0	1489.0	1,474	1,458
上水：現場	m	2400.8	2328.8	2,305	2,281
④ 化学物質使用料の削減					
化学物質を含む製品及び化学物質名並びに使用量の把握・削減	含有化学物質	—	適正に管理する	適正に管理する	適正に管理する
	購入量	kg	適正に管理する	適正に管理する	適正に管理する
⑤ 環境に優しい活動の推進					
事務用品・建設資材のグリーン購入	%	極力採用する	極力採用する	極力採用する	極力採用する
環境に優しい住宅の設計・施工の提案	%	100.0	100.0	100.0	100.0
現場環境調査の実施・対策	%	100.0	100.0	100.0	100.0
環境配慮型工法の採用・施工提案	%	100.0	100.0	100.0	100.0
粉塵発生の低減	件	低減に取り組む	低減に取り組む	低減に取り組む	低減に取り組む
低騒音・低振動・省エネ・省資源型建設機械の使用と施工の促進	%	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥ 社会貢献活動の推進					
地域環境関連活動への参加		排水路清掃	地域一斉に合わせ	地域一斉に合わせ	地域一斉に合わせ
		構内落葉清掃	営業日：毎日	営業日：毎日	営業日：毎日
		事務所近隣	公道清掃	公道清掃	公道清掃
道路愛護運動への参加	回	1	1	1	1
小さな親切運動への参加	回	2	2	2	2
交通安全運動への参加	回	2	2	2	2
献血車の定期的受入	回	2	2	2	2

※評価時は仕事量の増減により環境負荷も変化する事を考慮する。

4、環境経営計画の内容

(69期：2023.07.01～2024.06.30)

項目	取組内容	部署	責任者	担当者	頻度
電気	クールビズ・ウォームビズの推進	全社	IT担当責任者	IT推進委員	夏前・冬前周知
	節電表示をする（新現場）	全社	IT担当責任者	IT推進委員	その都度
	エアコン温度はこまめに調整・サーキュレーター等併用	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	退社時にはPC・ディスプレイ・プリンター等の電源を切る	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	待機中は節電モードにする	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	未使用室、休憩時・残業時の照明を可能な限り消す	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
灯油	設定温度は抑え目、ストーブはこまめに消す	作業所	IT担当責任者	各作業所長	毎日（冬期）
ガソリン	車輦経費は人件費に次ぐ経費であることを周知・徹底	全社	IT担当責任者	IT推進委員	通年
	計画的な運転を心掛け、時間にゆとりを、無理のない運行。ハザードマップの作成。	全社	IT担当責任者	全社員	毎日
	エコドライブの推進（急発進・急加速・急ブレーキの抑制・信号待ち時エコドライブ待機）ドライブレコーダー設置検証	全社	IT担当責任者	全社員	毎日
	整理整頓、不要な荷物は降ろす	全社	IT担当責任者	全社員	毎日
	低燃費車・低排気量車をリース	全社	IT担当責任者	IT推進委員	リース車稟議時
	エンジンオイル・空気圧等の給油時点検・乗車前目視等確認点検	全社	IT担当責任者	全社員	毎回
	アイドリングストップ	全社	IT担当責任者	全社員	毎日
軽油	工事内容に見合った機種を選定	作業所	工事部門長	工事担当者	工事着手時
	発電機の未使用時の稼働停止	作業所	工事部門長	工事担当者	作業時
LPG	エアコン温度はこまめに調整・サーキュレーター等併用	G庭夢	マネージャー	全店員	毎日
都市ガス	エアコン温度はこまめに調整・サーキュレーター等併用	本社別館	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
一般廃棄物	分別の推進	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	E-カムの利用促進によるペーパーレス化の推進	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	必要最小限のカラーコピー	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	表示内容確認後の操作実行	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
	使用済用紙の裏面活用・メモ化	全社	IT担当責任者	IT推進委員	毎日
産業廃棄物	電子マニフェストの管理	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
	リサイクル可能廃棄物分別排出	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
上水道	節水表示、泡沫節水栓使用	全社	IT担当責任者	IT推進委員	期初確認
	洗剤使用時は止水洗浄	全社	IT担当責任者	全社員	毎日
化学物質	化学物質を含む製品及び化学物質名並びに使用量の把握・削減、リスクマネジメントの推進	リースセンター	リースセンター所長	リースセンター所長	使用の都度
環境に優しい活動	グリーン購入法適合商品の積極的利用	全社	IT担当責任者	IT推進委員	その都度
	環境に優しい住宅の設計・施工の提案	すまいのアトリエ	設計・施工責任者	同左担当者	その都度
	工事着手前の周辺環境の調査実施	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
	環境配慮型工法の採用・施工提案	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
	省エネ設備機器、リサイクル可能資材の取入	全社	設計・施工責任者	同左担当者	その都度
	解体撤去工事の粉じん発生低減対策の実施	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
	低騒音、低振動型建設機械の使用率向上	作業所	工事部門長	工事担当者	施工の都度
社会貢献活動	地域環境関連活動への参加（川浚い清掃）	全社	経営管理本部長	経営管理本部担当者	対象月間
	（構内清掃）				
	（構内草刈り）				
	（公道清掃）				
	道路愛護運動への参加	全社	土木事業本部長	土木事業本部管理課	対象月間
	小さな親切運動への参加	全社	経営管理本部長	経営管理本部担当者	対象月間
	交通安全運動への参加	全社	経営管理本部長	経営管理本部担当者	対象月間
SDGs	献血車の定期的受入れ	全社	経営管理本部長	経営管理本部担当者	年2回程度
	SDGs目標管理表による取り組みの実施	全社	各担当者	各責任者	年1回

環境経営計画の取組結果(69期)と 今年度(70期)の取組内容

<1>

取組内容				前年度評価(69期)	今年度取組内容(70期)
				(2023.07.01~2024.06.30)	(2024.07.01~2025.06.30)
①CO2排出量の削減	電力の削減	事務所系	クールビズ・ウォームビズの推進	○ 全社員に徹底できている。	今年度も継続実施していく。
			節電表示をする	○ 節電意識向上に寄与している。	今年度も継続し、常に意識する体制を維持
			エアコン温度はこまめに調整・サーキュレーター等併用	○ 設定温度の上限、下限を一括管理方式にて決め、無駄な室内温度設定を制限した。	1年毎、上限下限の設定を見直す。
			退社時にはPC・ディスプレイ・プリンター等の電源を切る	○ ほぼ全社員に徹底できている。	今年度も継続実施していく。
			待機中は節電モードにする	○ 全社員に徹底できている。	今年度も継続実施していく。
			未使用室、休憩時・残業時の照明を可能な限り消す	○ 全社員に徹底できている。	今年度も継続実施していく。
	化石燃料の削減	灯油	設定温度は抑え目、ストーブはこまめに消す ※実績の把握とする	○ ほぼ全作業所で徹底できている。灯油ストーブの使用はほぼない。	今年度も継続実施していく。
			車両経費は人件費に次ぐ経費であることを周知・徹底	△ 車両台数の増加及び遠方の作業への通勤の為ガソリン使用量は増加。部門毎に使用料、燃費を報告している。	今年度も燃費と意識の向上を重ねて周知していき、削減を呼び掛けていく。
		ガソリン	計画的な運転を心掛け、時間にゆとりを、無理のない運行	○ 通勤ガードマップ、余裕を持った時間配分、無理のない運行ができている。運転状況についてはドライブレコーダーのデータを毎月収集分析している。	E-ドライブ予定及び各会議体を通じ、各自の予定を開示・確認することで、効率的使用を図り重複を避ける。又、時間に余裕をもった行動計画を立て、無理と無駄のない運行に努める。(朝の渋滞時間をさけるため早めに出勤)
			Eドライブの推進(急発進・急加速・急ブレーキの抑制・信号待ち時キュートシ待機)	○ 余裕を持った時間配分・行動の結果、Eドライブの推進ができている	交通安全の観点からも、時間に余裕を持った行動計画が第1とする。燃費向上の為、急発進・急ブレーキの抑制を呼びかける。
			整理整頓、不要な荷物は降ろす	○ 各自で整理・片付等こまめに実施されている。	安全運転管理者による社有車の整理・整頓のチェック、指導を定期的に行う。
			低燃費車・低排気量車をリース	○ 現場用は軽自動車、営業用はハイブリッド車に入れ替えている。車両の燃費性能もあがっている。	引き続き、使用目的・燃費効率等を検証した上で適切な車種を選定、入替する。
			エンジンオイル・空気圧等の給油時点検・乗車前目視等確認点検	○ 給油時に、スタンドにて点検実施 又、乗車前に、空気圧等目視確認が実施されている	定期的な点検は本より、例えばタイヤの空気圧等は、所定数値より少し高めの設定等工夫が必要 又、乗車前の点検は、安全確保の観点でも絶対としたい。
			アイドリングストップ	○ 車両に搭載の機能もあり、励行されている。	社有車は元より、各作業所の重機に関しても、こまめなスイッチOFFに心掛けたい 又、休憩時間等を過ごす場合、車中は避けたい。(冷暖房とも)
		軽油	工事内容に見合った機種を選定	○ 施工検討会にて機種を選定している	今年度も継続実施していく。出来る限り電力の引込を取り入れる。
			発電機の未使用時の稼働停止	— 不要な際のエンジン停止を実行しているが、河川排水ポンプ使用の為、発電機の24時間稼働による軽油使用量が増加した	今年度も継続実施していく。
		LPG	エアコン温度はこまめに調整・サーキュレーター等併用(G庭夢のAC) ※灯油・LPG・都市ガスは使用量が少なく、環境負荷も少ない為、実績の把握とする)	○ ガーデン庭夢で使用していたLPGエアコンは廃止した。また別館の給湯に使用をしている。	新しくガス給湯器を設置したので使用量の管理を行う。
		都市ガス	本社給湯室のみで使用。冬季の使用時食器洗いは温度調整を行う。	○ 1月より本社屋給湯は電気のみとした。	今後も継続して実施していく。

② 廃棄物の削減及び再資源化の推進	一般廃棄物	分別の推進	○	特に紙類をゴミ箱に捨てることの無いように分別の意識向上ができた。	さらに分別を強化して、継続実施していく。
		E-オフィス利用促進によるペーパーレス化の推進	○	会議体におけるプロジェクト、タブレットの活用でペーパーレスは推進されている。	今年度も継続実施していく。
		必要最小限の紙の使用	○	用途及び効果が検証され、コピー機に張り紙もされ、意識化されている。	今年度も継続実施していく。
		表示内容確認後の操作実行	○	コピー機の機能が生かされ、誤操作防止・枚数削減ができています。	今年度も継続実施していく。
		使用済用紙の裏面活用・リサイクル	○	各部署とも専用回収機が設置され、実施されている。必要に応じ、リサイクルもされている。	今年度も継続実施していく。
	産業廃棄物	電子ファイルの管理	○	ほぼすべての現場で電子ファイルを導入。	小工事において導入を指導する。
		リサイクル可能廃棄物分別排出	○	各作業所にて徹底されている。	今年度も継続実施していく。
		建設副産物 (建設発生土・コンクリート塊・AsCo塊 建設発生木材・汚泥・混合廃棄物 廃ガラス・金属屑・石膏ボード)	×	土木、建築工事とも解体・改修工事の増加に伴い排出量も増加した。	今年度も継続実施していく。作業所での分別収集が再資源化率を高めていくことに繋がると考える。最終処分量の削減にも努力していく。 (再資源化率＝再資源化量／再資源化量＋最終処分量)
③ 排水量・水使用量の削減	上水	節水表示、泡沫節水栓使用	○	対応の結果、若干使用量は減少。	さらに節水意識を強化して、実施していく。
		洗剤使用時は止水実行・洗浄時シャワー使用	○	各自工夫している結果、使用量は抑えられた。	今年度も継続実施していく。
	現場上水	場内の粉じん防止のための散水機、工事用車両のタイヤ洗浄のための高圧洗浄機等目的に合わせた機器を選定する。	○	熱中症対策として散水、ミスト等の使用が増加	衛生対策との兼ね合いも考えつつ、引き続き使用目的をよく検討し、削減に努めたい。
④ 化学物質の適正管理	接着剤・防水剤・塗料等	PRTR制度対象物質	○	工事にて使用する化学物質をSDSシートにて確認し取扱い、使用、保管に取り組んでいる。	化学物質のリスクアセスメントを取り入れ対応する。
		人の健康を損なうおそれのあるもの	○	別途資材倉庫を設け施錠管理をしている。	溶剤系・揮発性の高いもの・塗料・臭いの強い物等、使用を抑制。また施工方法については吹付工法ではなくローラー工法を極力採用する。
		動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるもの	○	化学物質の含まれる材料の付着した工具、容器の洗浄に配慮している。	化学物質を含む製品の流出には、注意願いたい。
⑤ 環境に優しい活動の推進	事務所・作業所	グリーン購入法的号商品の積極的利用	○	事務用品等購入の際、同種の製品でエコ商品がある時は、そちらを選ぶように周知している。	引き続き、エコマーク・エコ商品・グリーン購入適合品等の購入を優先する。
		環境に優しい建物の設計・施工の提案	○	新社屋建設工事にてZEBを取得した。また一般住宅の設計施工物件においては、ZEH水準の設計を提案することができた。	設計依頼案件にてZEBを提案していく。
		工事着手前の周辺環境の調査実施	○	施工検討会にて事前に周辺環境への配慮を検討している。	地域周辺に関し事前対応だけでなく、問題発生時の即対応を期待する。
		環境配慮型工法の採用・施工提案	○	環境配慮型工法の採用・施工提案している。	今年度も継続実施していく。
		省エネ設備機器、リサイクル可能資材の取入	—	顧客の要求時以外でも、省エネ設備、リサイクル資材を採用している。	今年度も継続実施していく。
		解体撤去工事の粉じん発生低減対策の実施	○	解体専門業者と連携し、粉じん対策を実施している。	造成、建築工事においても粉塵対策の充実を希望する。特にアスベスト飛散は重要課題である。
		低騒音、低振動型建設機械の使用率向上	○	作業所にて使用する全ての建設機械が対応機械であることを確認している	建設機械においてもアイドリング、空ぶかし等の操作に対する指導を行う。
⑥ 社会貢献活動への参加	全社	地域環境関連活動への参加 (敷地内草刈り・構内・公道他清掃・水路清掃)	○	市内一斉川浚い前日に実施 2敷地間の公道部の草取り実施 日々、朝の駐車場内落ち葉清掃実施	今年度も継続実施していく。又、社員の意識改革も含め、環境美化活動への積極的参加を推進していく。
		道路愛護運動への参加	○	建友会(土木)協会により8月実施	今年度も継続実施していく。
		小さな親切運動への参加	○	10月・2月の2回参加	今年度も継続実施していく。
		交通安全運動への参加	○	7月・9月・12月・4月の4回参加	今年度も継続実施していく。
		献血車の定期的受入	○	10月・4月の2回実施	今年度も継続実施していく。
⑦ SDGs	全社	SDGs活動の推進	○	SDGs目標管理表による取り組みを行った。 各作業所では掲示用看板を設置。	今年度も継続実施していく。

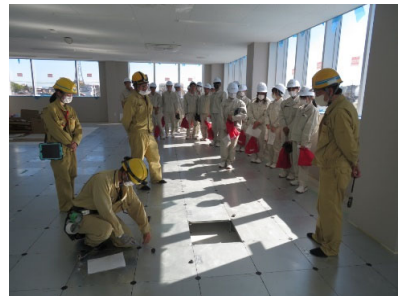
※評価: 評価判定: ○(良くてきた) △(まあまあできた・さらに強化することが必要) ×(できなかった) —(実施が見送られた)

⑥、社会貢献活動への参加

＜ 春・夏・秋・年末の4回 交通安全県民運動への参加 ＞



＜ 市内中学校・高校の職場体験、インターンシップ受入れ ＞



＜ 小さな親切運動への参加 ＞



＜ 献血車両定期受入 ＞



※ 次年度も当社環境方針を守り、建設事業活動を通して地球環境の保全と豊かな社会の実現に向けて貢献することを目指してまいります。

6、 環境上の緊急事態への準備・対応及び訓練の記録

作業署名	大河原建設本社	
工事場所	島田市向島町4532番地	
訓練実施日	2024年4月1日	
訓練参加者	大河原建設(株)	管理統括部 青島・菅 経営管理本部 寺川・八十原 建築事業本部 中井・高橋 土木事業本部 西澤・岡本 開発事業本部 大石・西野 住建事業部 古館・山田
予想される緊急事態	☐	1. 掘削断面の崩壊による表土の流出
	☐	2. 掘削断面からの濁水発生・流出
	☐	3. 強風・台風時の外部足場の倒壊
	☐	4. 建設機械による騒音・振動の発生
	☐	5. 土砂当運搬車両による騒音・振動の発生
	☐	6. 解体時・掘削時における粉塵の発生
	☐	7. ライフラインの切断
	☒	8. 塗料等の流出・発火等による火災発生
	☒	9. その他
事前準備 対応策	・吸着マット ・中和剤 ・消火器	
訓練内容	・本社敷地内で使用する発電機の燃料(軽油)が流出した際、吸着マットにて流出を防ぐ。	
訓練結果 今後の対応	参加者を変更して年1回実施する。	

訓練状況写真



7、 環 境 関 連 法 規 へ の 違 反、訴 訟 等 の 有 無

(1/6)

評価者：青島利浩

評価日：2024/07/31確認

①下記の環境法令等一覧表兼遵守確認表のとおり違反はありませんでした。 ○印番号 エコアクション21で対象とする環境関連法規

環境関連法規環境法規制等の名称/略称				公布・改正年月日等	条文	適用項目			遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
									本社	関東 海老名	リース	すまいのアトリエ	庭夢	ハナ駿海
事業者として義務が生じるもの	法令	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	昭和45年12月25日 法律第137号 最終改正：令和2年7月16日 省令第18号	第3条	事業者の責務	事業者の一般廃棄物の自ら処理		○	○	○	○	○	○
					第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持	不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等		○	○	○	○	○	○
					第6条の2第6項	一般廃棄物の委託処理	委託基準：一般収集運搬・処理業者の許可の確認、契約		○	○	○	○	○	／
					第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託			○	○	○	○	○	／
					第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	委託契約書の保管(5年間)		○	／	／	／	／	／
					第12条第7項	事業者の産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認	産業廃棄物の処理を委託する場合、中間処理場等の現場確認		○	／	／	／	／	／
					法12条第9項	産業廃棄物の減量計画等の作成	多量排出事業者(1000ト/年)の場合		○	／	／	／	／	／
					法12条第10項	産業廃棄物の減量計画等の実施状況報告			○	／	／	／	／	／
					法12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置			○	／	／	／	／	／
					法12条の2第10項	多量の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の届出	多量排出事業者(前年度発生量50ト以上)の場合		／	／	／	／	／	／
					第12条の3第1項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付			○	○	○	○	／	／
					第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管	A票、5年間		○	○	○	○	／	／
					第12条の3第6項	管理票交付者のマニフェストの写し等の保管			○	○	○	○	／	／
					第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告	マニフェスト年間集計を静岡県知事への提出（6月30日までに提出）		○	／	／	／	／	／
					第16条	不法投棄の禁止			○	○	○	○	○	○
		②	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	平成12年5月31日法律第104号 最終改正：平成26年6月4日法律第55号	第5条	建設業者の責務	建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用		○	／	／	／	／	／
					第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	◆解体工事-80㎡以上 ◆新築・増築工事-500㎡以上 ◆その他の工作物に関する工事（土木工事等－500万円以上）		○	○	／	○	／	／
					第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者による工事計画等を説明し工事着手7日前までに県知事に届出書を提出		○	○	／	○	／	／
					第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明	発注者への書面による計画等説明		○	○	／	○	／	／
					第13条	対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項	対象建設工事の請負契約の工事等は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付		○	○	／	○	／	／
					第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施			○	○	／	○	／	／
					第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者へ書面による完了報告		○	○	／	○	／	／
					第31条	技術管理者の設置	解体工事の監督		○	○	／	○	／	／
		3	建築基準法	昭和25年5月24日法律第201号 最終改正：平成30年6月27日法律第67号	第28条の2第1,2号	◆石綿の建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害な物質を添加しないこと ◆石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しないこと	石綿含有建材の使用禁止等		○	○	／	○	／	／
					第28条の2第3号	◆クロルビリホスに関する規制は、居室を有する建築物には、クロルビリホスを放散するおそれのある建材の使用禁止 ◆ホルムアルデヒドに関する規制 1.建築物の気密性の区分、居室の種類、換気設備の区分及び建材の等級に応じて、内装仕上に使用するホルムアルデヒドを放散する建材の面積制限を行う 2.ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、在来木造住宅等のうち気密性の低いものを除き、全ての建築物に常時換気ができる構造の換気設備の設置を義務付ける 3.上記の換気設備を設置した場合には、天井裏等の下地材については、ホルムアルデヒドの発散の少ない等級の建材とするか、換気設備を天井裏等も換気できる構造とする			○	○	／	○	／	／
		4	建設業法	昭和24年5月24日法律第100号 最終改正：令和1年6月12日法律第30号	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請			○	／	／	／	／	／
					第25条第1項	主任技術者の設置			○	／	／	／	／	／
					第25条第2項	管理技術者の設置			○	／	／	／	／	／
		5	河川法	昭和39年7月10日法律第167号 最終改正：平成29年6月7日法律第45号	第23条	流水の占用の許可	河川の流水を占用しようとする者の河川管理者の許可		○	○	／	／	／	／
					第24条	土地の占用の許可	河川区域内の土地を占用しようとする者の河川管理者		○	○	／	／	／	／
					第25条	土石等の採取の許可土石等の採取の許可	河川区域内の土地において土石を採取しようとする者の河川管理者の許可		○	○	／	／	／	／
					第26条	工作物の新築等の許可	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者の河川管理者の許可		○	○	／	／	／	／
					第27条	土地の掘削等の許可	河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者の河川管理者の許可		○	○	／	／	／	／
					第30条	許可工作物の使用制限	工作物を新築し又は改築する者の河川管理者による完成検査の実施		○	○	／	／	／	／
					第31条	原状回復命令等	許可得た工作物の用途を廃止したときの河川管理者への届出		○	○	／	／	／	／
		⑥	下水道法	昭和33年4月24日法律第79号 最終改正：令和1年9月20日省令第2号	第10条	排水設備の設置等	排水設備等工事完了届出書		○	○	／	／	／	／
					第11条の2	下水道の使用の開始等の届出	使用開始30日後（公共下水道使用開始届出書）		○	○	／	／	／	／
					第12条	除害施設の設置等	下水へ排除している全ての事業所排水（適切な使用・維持管理清掃）		○	○	／	／	／	／
		⑦	浄化槽法	昭和58年5月18日法律第43号 最終改正：令和2年2月17日省令第3号	第5条	設置の届出			／	／	○	○	○	○
					第10条	浄化槽管理者の浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃			／	／	○	○	○	○
					第10条の2	変更の届出			／	／	／	／	／	○
					第11条	定期検査（指定検査機関の行う水質に関する検査）			／	／	○	○	○	○

環境関連法規環境法規制等の名称/略称				公布・改正年月日等	条文	適用項目		遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
								本社	関東 海老名	リース	すまいの アトリエ	庭夢	ハイパ 駿海
事業者として義務が生じるもの	法令	⑧	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	平成10年6月5日 法律第97号 最終改正：令和1年12月13日 省令第6号	第6条	自動車再資源化料金の再資源化等預貯金としての資金管理法入への預託	指定家電の適正引き渡し	○	○	○	○	○	／
			自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	平成14年7月12日 法律第87号 最終改正：平成26年6月13日 法律第69号	第5条	自動車の所有者の責務		○	○	○	○	○	／
					第8条	使用済自動車の引渡義務		○	○	○	○	○	／
					第73条	使用済自動車のリサイクル	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	○	○	○	○	○	／
		⑩	騒音規制法	昭和43年6月10日 法律第98号 最終改正：平成26年6月18日 法律第72号	第5条	騒音規制基準の遵守義務	◆特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ◆島田市規制基準 都市計画において指定された地域により異なる	／	／	／	／	○	／
					第6条	騒音特定施設設置の届出	空気圧縮機及び送風機：原動出力7.5KW以上	／	／	／	／	○	／
					第8条	騒音特定施設の数等の変更の届出	騒音が増加しない場合はこの限りではない	／	／	／	／	○	／
					第14条	特定建設作業の実施の届出	＜特定建設作業の市町村への届出＞ くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業、びよう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業（1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業）、空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw）を使用する作業、コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m3）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）を設けて行う作業、バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上の）を使用する作業、トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上）を使用する作業、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上）を使用する作業	○	○	／	／	／	／
								／	／	／	／	／	／
		⑪	振動規制法	昭和51年6月10日 法律第64号 最終改正：平成26年6月18日 法律第72号	第5条	振動規制基準の遵守義務	◆特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ◆島田市規制基準 都市計画において指定された地域により異なる	／	／	／	／	○	／
					第6条	振動特定施設設置の届出	圧縮機：原動出力7.5KW以上	／	／	／	／	○	／
					第8条	振動特定施設の変更等の届出		／	／	／	／	○	／
					第14条	特定建設作業の実施の届出	＜特定建設作業の市町村への届出＞ くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業、鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業、舗装版破砕機を使用する作業（1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業）、ブレーカーを使用する作業（1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業）	○	○	／	／	／	／
								／	／	／	／	／	／
		⑫	悪臭防止法	昭和46年6月1日 法律第91号 最終改正：令和2年1月23日 告示第8号	第4条第1項	悪臭の規制	全事業所が対象	○	○	○	○	○	○
					第7条	規制基準の遵守義務	臭気指数の規制基準厳守	○	○	○	○	○	○
					第10条	事故時の措置と報告		／	／	／	／	／	／
		⑬	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	平成13年6月22日 法律第64号 最終改正：令和2年7月31日 告示第167号	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務	フロン類の管理の適正化等	○	○	○	○	○	○
					第16条	第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	エアコンディショナーの簡易点検（1回/3ヶ月）及びエアコンディショナーの定期点検（1回/年）の実施	○	／	○	／	○	○
					第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等（フロン類の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託）		／	／	／	／	／	／
					第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務（第1種フロン類充てん回収業者にのフロン類を引き渡し）		／	／	／	／	／	／
					第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等（第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類充てん回収業者への書面の交付）		／	／	／	／	／	／
					第45条第3項	回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が回収業者から交付 されなかった場合等の都道府県知事への報告		／	／	／	／	／	／
					第45条第4項	回収依頼書又は委託確認書の写し及び引取証明書の3年間保存		／	／	／	／	／	／
					第74条第4項	第1種フロン類充てん回収業者の費用請求等	フロン類の回収等の費用を負担	／	／	／	／	／	／
		⑭	消防法	昭和23年7月24日法律第186号 最終改正：令和2年5月29日 省令第57号	第86条	フロン類の放出の禁止（何人も、みだりにフロン類を大気中へ放出することを禁止）		○	○	○	○	○	○
					第8条	防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備・消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理等		○	○	○	○	○	○
					第11条	指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の許可（第一石油類 ガソリン：200L、第二石油類 軽油・灯油：1,000L、第三石油類 重油：2,000L		／	／	○	／	／	／
					第11条の2	製造所、貯蔵所又は取扱所に対する市町村長の検査		／	／	○	／	／	／
					第13条第1項	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者危険物で6月以上危険物取扱の実務経験を有する者の中から危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。		／	／	○	／	／	／
					第13条第2項	届出・立ち会い実施（危険物保安監督者）の届出		／	／	○	／	／	／
					第13条第3項	危険物を取り扱う際における 危険物保安監督者の立ち会い実施		／	／	○	／	／	／
					第17条	消防用設備等の設置、維持義務等		○	○	○	○	○	○
					第17条の3	消防用設備等の点検及び報告		○	○	○	○	○	○

環境関連法規環境法規制等の名称/略称				公布・改正年月日等	条文	適用項目		遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
								本社	関東 海老名	リース	すまい のアト リエ	庭夢	ハイパ 駿海
事業者として義務が生じるもの	法令	15	労働安全衛生法	昭和47年6月8日法律第57号 最終改正：令和2年7月1日 省令第134号	第3条	事業者等の責務	◆職場における労働者の安全と健康を確保 ◆国が実施する労働災害の防止に関する施策への協力	○	○	○	○	○	○
					第59条	安全衛生教育	従事する業務に関する安全又は衛生のための教育の実施	○	／	／	／	／	／
					第65条	作業環境測定	有害な業務を行う屋内作業場等の作業環境測定の実施及びその結果を記録	○	／	／	／	／	／
					第66条	健康診断	労働者の医師による健康診断の実施	○	／	／	／	／	／
					第66条の3	健康診断の結果の記録	事業者による労働者の健康診断結果の記録	○	／	／	／	／	／
					第66条の6	健康診断の結果の通知	事業者による健康診断を受けた労働者への健康診断の結果の通知	○	／	／	／	／	／
		16	石綿障害予防規則	平成17年2月24日厚生労働省令第21号 最終改正：平成30年4月6日厚生労働省令第59号	第4条	石綿等の除去作業・焼却施設の解体作業計画の策定	労働基準監督署へ工事計画書の提出	○	○	／	／	／	／
					第5条	石綿等の除去作業・焼却施設の解体作業の届出	管轄する労働基準監督署長へ届出	○	○	／	／	／	／
					第10条	石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置	封じ込め、囲い込み等の措置の実施	○	○	／	／	／	／
					第19条	石綿作業主任者の選任		○	○	／	／	／	／
					第35条	作業の記録	作業の記録及びその結果の40年間保存	○	○	／	／	／	／
					第36条	測定及びその記録	6月以内ごとに1回、定期に石綿の空気中における濃度の測定	○	○	／	／	／	／
					第40条	健康診断の実施	6月以内ごとに1回、定期に医師による健康診断の実施	○	○	／	／	／	／
					第41条	健康診断の結果の記録	健康診断の結果の記録及びその結果の40年間保存	○	○	／	／	／	／
		第42条の2	健康診断の結果の通知	健康診断を受けた労働者に対する健康診断の結果の通知	○	○	／	／	／	／			
	17	道路交通法	昭和35年6月25日 法律第105号 最終改正：令和2年6月30日	第16条～第83条	車両及び路面電車の交通方法、運転者及び使用者の義務、道路の使用等	積載基準の遵守	○	○	○	／	／	／	
	18	道路運送車両法	昭和26年6月1日 法律第185号 最終改正：平成28年11月28日法律第86号	第47条	点検及び整備の義務		○	○	○	／	／	／	
				第48条	定期点検整備		○	○	○	／	／	／	
				第49条	点検整備記録簿		○	○	○	／	／	／	
	静岡県条例	①	静岡県生活環境等の保全に関する条例	平成10年12月25日 静岡県条例第44号	第52条	騒音に係る規制基準の遵守義務	◆特定工場等を設置している者（騒音に係る特定施設を設置している者）の規制基準の遵守義務 ◆規制基準：島田市規制基準 都市計画において指定された地域により異なる ◆保有特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）3.5kw以上	△	／	○	／	△	○
					第53条	騒音に係る特定施設の設置の届出	◆騒音に係る特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届出 (1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類の数 (4)騒音の防止の方法 (5)その他規則で定める事項 ◆保有特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）3.5kw以上	△	／	○	／	△	○
					第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届（工事開始7日前）	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業、鋼製船舶の建造又は修理の作業等	○	○	／	／	／	／
					第72条	騒音に係る特定建設作業に伴う基準超過に対する改善勧告及び改善命令		／	／	／	／	／	／
					第55条	騒音に係る特定施設の変更等の届出	騒音に係る届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、その旨を知事に届出	△	／	○	／	○	○
					第79条	振動規制基準の遵守義務	◆特定工場等を設置している者（振動に係る特定施設を設置している者）の規制基準の遵守義務 ◆規制基準：島田市規制基準 都市計画において指定された地域により異なる	／	／	／	／	○	／
					第80条	振動に係る特定施設の設置の届出	◆振動に係る特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに次の事項を知事に届出 (1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類の及び能力ごとの数 (4)振動の防止の方法 (5)特定施設の使用の方法 (6)その他規則で定める事項 ◆保有特定施設特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）7.5kw以上	△	／	／	／	○	／
					第82条	振動に係る特定施設の変更等の届出	振動に係る届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、その旨を知事に届け出	／	／	／	／	○	／
					第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出（工事開始7日前）	振動規制法の建設作業に準ずる	○	○	／	／	／	／
					第89条	振動に係る特定建設作業に伴う基準超過に対する改善勧告及び改善命令		／	／	／	／	／	／

環境関連法規環境法規制等の名称/略称			公布・改正年月日等	条文	適用項目		遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
							本社	関東 海老名	リース	すまいの アトリエ	庭夢	ハイツ 駿海
事業者として義務が生じるもの	静岡県条例	①	静岡県生活環境等の保全に関する条例	平成10年12月25日 静岡県条例第44号	第103条	環境への負荷が少ない自動車等の購入等	○	／	／	／	／	／
					第104条	自動車等の効率的な使用等	○	○	○	○	○	○
					第105条	自動車等の駐車時の原動機の停止	○	○	○	○	○	○
					第111条	事業者の責務 ◆廃棄物の発生の抑制、事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し、再利用し、及び再生利用 ◆再生資源を用いた製品の利用、資源の循環的利用等に配慮した製品の開発、製造、販売等	○	○	○	○	○	○
		②	静岡県産業廃棄物の適正処理に関する条例	平成19年3月20日 条例第32号 改正：平成23年3月18日 条例第23号	第6条	土地所有者等の所有土等の適正管理	○	○	○	○	○	○
					第19条	土地所有者等産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合における知事への通報と生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置の実施	○	○	○	○	○	○
		③	静岡県盛土等の規制に関する条例	令和4年3月29日 静岡県条例第20号	第5条	土砂を発生させる者の責務 ◆発生する土砂の抑制、有効な利用の促進 ◆改良土、再生土の適正処理	○	／	／	／	／	／
一般的な責務・努力義務を定めているもの	法令	1	環境基本法	平成5年11月19日 法律第91号 最終改正：令和2年5月27日 第5次答申	第8条	事業者の責務（公害の防止、自然環境適正保全のための措置の実施等）	◆公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務 ◆製品等が廃棄物となった場合に適正な処理 ◆事業活動に係る製品等が廃棄されることによる環境への負荷の低減 ◆再生資源等環境への負荷の低減に役立つ原材料、役務等を利用 ◆自助努力及び行政が行う施策へ協力する責務	○	○	○	○	○
		②	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	平成10年10月9日 法律第117号 最終改正：令和2年4月27日 告示第52号	第5条	事業者の責務（温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力）	◆温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施 ◆国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力	○	○	○	○	○
		3	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	平成3年4月26日 法律第48号 最終改正：令和2年3月31日 省令第1号	第4条	事業者の責務	◆原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進 ◆再生資源又は再生部品の利用 ◆事業に係る製品の長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制 ◆再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）：自動車、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）、パソコン、ばちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）、複写機等 ◆分別回収の促進のための表示 ◆自主回収及び再資源化	○	○	○	○	○
		4	循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日 法律第110号 最終改正：平成24年6月27日 法律第47号	第11条	事業者の責務	◆事業活動に伴う廃棄物の排出抑制及び製品が廃棄物となることの抑制措置の実施 ◆製造した製品、容器等がの適正な循環的利用の促進 ◆原材料等が循環資源となった場合における適正な循環的な利用又は循環的利用が行われるため必要な措置の実施 ◆循環的な利用が行われない循環資源の適正処分 ◆事業活動に際しての再生品を使用 ◆国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策への協力	○	○	○	○	○
		5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	平成12年5月31日 法律第100号 最終改正：令和2年3月19日 告示第28号	第5条	事業者の責務	事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	○	○	○	○	○
		6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	平成7年6月16日法律第112号 最終改正：令和2年6月15日 省令第2号	第4条	事業者及び消費者の責務	◆繰り返して使用することが可能な容器包装の使用 ◆容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出を抑制 ◆容器包装廃棄物の分別収集（市町村の基準に従い容器包装の分別） ◆容器包装廃棄物の再商品化等の促進	○	○	○	○	○
		7	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	平成16年6月20法律第77号 最終改正：平成17年7月26日法律第87号	第4条	事業者の責務	◆事業活動に関する環境情報の提供 ◆提供投資その他の行為への環境情報を勘案	○	○	○	○	○
		8	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成15年7月25日法律第130号 最終改正：平成23年6月15日法律第67号	第4条	国民、民間団体等の責務	◆職場、地域等に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の実施 ◆他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組への協力	○	○	○	○	○
		9	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）	平成17年5月25日法律第51号 最終改正：平成27年6月26日法律第50号	第4条	事業者及び使用者の責務	特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置の実施、国が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する施策への協力	○	○	／	／	／
		10	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）	平成24年8月10日 法律第57号	第5条	事業者の責務	使用済小型電子機器等を分別、使用済小型電子機器等の収集・運搬・再資源化業者へ引き渡し（パソコン、携帯電話、デジタルカメラ等の処分は市町村の回収方法に従う。）	○	○	○	○	○

環境関連法規環境法規制等の名称/略称				公布・改正年月日等	条文	適用項目		遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
								本社	関東 海老名	リース	すまい の アト リエ	庭夢	ハイパ 駿海
一般的な責務・努力義務を定めているもの	静岡県条例	1	静岡県環境基本条例	平成8年3月28日 静岡県条例第24号	第6条	事業者の責務	◆環境への負荷への低減公害防止 ◆自然環境保全に必要な措置の実施等	○	／	○	○	○	○
		2	静岡県地球温暖化防止条例	平成19年3月20日 条例第31号	第4条	事業者の責務	◆事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施 ◆県が実施する地球温暖化対策への協力	○	／	○	○	○	○
	島田市条例	1	島田市環境基本条例	平成17年5月5日 条例第103号	第6条	事業者の責務	◆公害を防止するために必要な措置の実施 ◆自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備等 ◆環境への負荷の低減に努める責務を有する。 ◆市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力	○	／	○	○	○	○
		2	島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年5月5日 条例第98号	第4条	事業者の責務	◆産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 ◆一般廃棄物の自らの責任においての適正処理 ◆廃棄物の再生利用等による減量 ◆廃棄物の適正な処理 ◆廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市の施策への協力	○	／	○	○	○	○
発注者による申請等工事施工において配慮しなければならないもの	法令	①	大気汚染防止法	昭和43年6月10日 法律第97号 最終改正：令和2年6月5日 法律第39号		◆廃棄物焼却炉による建 設廃棄物の焼却 ◆土砂の堆積場及び右記 の施設を設置する作業（密閉型は除く） ◆解体・改修工事に伴う「特定建築材料(石綿 等)」の除去作業 ◆建築物等の解体、改 造、又は補修作業の伴 う建設工事	◆廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼 却能力200kg/h以上） ◆土砂の堆積場：1,000㎡以上、バルコニーアー及びバルコニアー（バルトの幅75cm以上 又はバル ケット容量0.03㎡以上）、破砕 機、摩砕機：定格出力75kw以上、ふるい：定格出力15kw以上 ◆「吹付け石綿及び石綿含有の 断熱材、保温材、耐火被覆 材」使用建築物及び工作物	△	△	／	／	／	／
		②	水質汚濁防止法	昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正：令和1年12月1日 省令第15号		◆公共用水域へ排水する施設の設置 ◆生コンクリートプラント 砕石、砂利プラント 生コンクリートのパ ッチャープ ラント、砕石の水洗破砕施設、水洗式分別施設、砂利採取の水洗分別施設	◆知事に60日前までに届出 ◆排水基準(排水基準を定める総理府令) 測定を実施 ◆その記録を3年間保存	△	△	／	／	／	／
		③	土壌汚染防止法	平成14年5月29日 法律第53号 最終改正：令和2年4月2日 省令第14号		◆指定地域内での土地の 改変 ◆3,000㎡以上の土地形質 の変更	◆土工事 ◆汚染土排出規制 ◆都道府県知事への届出	△	△	／	／	／	／
		④	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日 法律第105号 最終改正：平成26年6月18日 法律第72号		◆改修工事、解体工事 ◆廃棄物焼却炉等【特定施設】	排出基準の遵守	△	△	／	／	／	／
		⑤	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、PRTR法）	平成11年7月13日 法律第86号 最終改正：令和2年6月12日 省令第1号		◆対象業種…金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業等の24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 ◆従業員数…常用雇用者数21人以上の事業者 ◆取扱量等…次のうちいずれかに該当すること ・いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物 の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。（）下のb）についても同じ） ・いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者 ・金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している 事業者 ・下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 ・ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または 産業廃棄物処理施設を設置している事業者 ・ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者 ◆届出の対象となる物質 「第一種指定化学物質」は全部で 462物質あり、そのうち、届出対象となる要件（取扱量及 び製品中の含有率）が異なる「特定第一種指定化学物質」は15物質	△	△	／	／	／	／	
		⑥	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）	平成13年6月22日 法律第65号 最終改正：令和1年12月20日 省令第14号		◆廃PCBの保管及び処理 ◆改修工事、解体工事（廃PCB所有者が保管及び処理を行う）	◆保管者は、毎年度6/30までに保管・処 理の状況を届出 ◆保管者、PCB使用製品所有者は期限 までに処理	△	△	／	／	／	／
		⑦	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	平成4年6月3日法律第70号 最終改正：平成23年8月30日法律第105号		◆特定建物の新設 自動車需要を大きく生じさ せる用途（「特定用途」劇 場・ホテル・店舗・事務 所・工場等）で一定規模以 上のもの	◆「窒素酸化物重点対策地区」、「粒子状物質重点対策地区」 東京都、埼玉県、千葉県、神 奈川県、愛知県、三重県、大 阪府、兵庫県の一部(特定地 域)	△	△	／	／	／	／
		⑧	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）	昭和63年5月20日 法律第53号 最終改正：令和1年12月5日告示第140号		◆解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等 ◆特定物質（CFC等）を使用する設備からの排出抑制	専門業者による回収・破壊	△	△	／	／	／	／
		⑨	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	昭和54年6月22日 法律第49号 最終改正：令和2年3月31日 省令第25号		◆第1種特定建築物【床面積2,000㎡以上（増改築、修繕等含）】 ◆第2種特定建築物【床面積300～2,000㎡未満（特定住宅除）】 ◆特定住宅（一戸建て住宅）【年間150戸超住宅販売事業者】 ◆特定事業者【エネルギー使用量エネルギー使用量原油換算 1,500キロリットル以上】	◆知事に工事予定着手日21日前までに届出（届出省令第1号様式「届出書」） ◆毎年度主務大臣にエネルギー合理化目標 に関し、その達成計画を提出	△	△	／	／	／	／
		⑩	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	平成27年 法律第53号		特定建築物等の新增改築 ◆「特定建築物」（非住宅 部分2,000㎡以上）、特定建築物の非住宅部分 300㎡以上の増改築、特定建築物となる増築 ◆300㎡以上の非住宅、300㎡以上の住宅	◆非住宅部分の省エネ性能基準適合 ◆建築主は工事着手前に、建築物エネル ギー消費性能確保計画を提出 ◆建築主は工事着手21日前までに、建築 物エネルギー消費性能確保計画を届出	△	△	／	／	／	／

環境関連法規環境法規制等の名称/略称				公布・改正年月日等	条文	適用項目		遵守状況（遵守：○ 対象外：／ △：業務上注意）					
								本社	関東 海老名	リース	すまいの アトリエ	庭夢	ハイッ 駿海
発注者による申請等工事施工において配慮しなければならないもの	法令	11	環境影響評価法	平成9年6月13日 法律第81号 最終改正：平成26年6月4日 法律第51号		◆環境アセスメントが適用された工事 ◆道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立・干拓、土地区画整理、新住宅市街地開発、工業団地造成、新都市基盤整備、流通団地造成、土地造成工事で、環境影響評価法対象事業	環境影響評価書に基づく計画書に従い実施	△	△	／	／	／	／
		12	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号 最終改正：令和2年3月27日 省令第15号		高圧ガスボンベ使用	◆溶接又は熱切断用高圧ガスの保安基準等 ◆内容積2ℓ以下ボンベやコンプレッサー内ボンベ等は除く ◆危険時の措置と届出	△	△	／	／	／	／
		13	都市緑地法	昭和48年9月1日 法律第72号 最終改正：平成26年6月13日 法律第69号		工作物等の設置	◆緑地保全地域内 ◆屋外の土石、廃棄物、再生資源ほかの堆積（高さ1.5m超、面積60㎡超）含む ◆知事へあらかじめ届出	△	△	／	／	／	／
		14	景観法	平成16年6月18日 法律第110号 最終改正：平成27年6月26日 法律第50号		建築物等	◆条例で定める景観計画区域内（0.1ha以上の規模） ◆屋外の土石、廃棄物、再生資源ほかの堆積（高さ1.5m以上）含む ◆知事、指定市、中核市の長への届出	△	△	／	／	／	／
		15	自然環境保護法	昭和47年6月22日 法律第85号 最終改正：平成26年6月13日 法律第69号		工作物等の設置	◆自然環境保全地域内 ◆高さ10m以上床面積200㎡以上の建築物、高さ10m以上、水平投影面積200㎡以上の工作物、その他 ◆環境大臣、知事への届出（30日後の行為着手）	△	△	／	／	／	／
		16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	平成14年7月12日 法律第88号 最終改正：平成26年5月30日 法律第46号		工作物等の設置	◆鳥獣特別保護区内 ◆1ha以上の埋立、20%以上の間伐、動植物の損傷等含む ◆環境大臣、知事への許可申請	△	△	／	／	／	／
		17	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	平成4年6月5日 法律第75号 最終改正：平成26年6月13日 法律第69号		工作物等の設置	◆生息地等保護区内 ◆床面積200㎡以上の建築物、水平投影面積200㎡以上の工作物、鉄塔等30m以上その他 ◆環境大臣、知事への届出と30日後の行為の着手（事前調整あり）	△	△	／	／	／	／
		18	電波法	昭和25年5月2日 法律第131号 最終改正：平成27年5月22日 法律第26号		特定小電力無線機の使用	特定小電力無線局、1mW陸上移動局を使用する場合の技術適合証明および免許等	△	△	／	／	／	／
		19	火薬類取締法	昭和25年5月4日 法律第百149号 最終改正：平成27年6月26日 法律第50号		許可不要の火薬使用	少量火薬の消費と貯蔵	△	△	／	／	／	／

② 違反、訴訟等の有無

過去9年6ヶ月間、関係当局からの指導、利害関係者からの苦情・訴訟もありませんでした。
また、環境に関する苦情・クレームはありませんでした。

8、 代表者による全体の評価と見直し記録

No	項目	エコ管理責任者	代表者の評価・指示	変更の 必要性
1	環境方針	建設事業活動との調和を図り環境活動を積極的に推進することで、事業の業績UPと社会貢献を目指している。	環境活動を通して、経費削減に努め、業績UPおよび、地域社会へのアピールに繋がる活動を推し進めていく。	無
2	環境目標	仕事の増減に連動して環境負荷も変動するので、削減率の向上や改善できる項目を見極め今後の活動目標としたい。	業務量・スタッフの増加に伴いエネルギーの全体的な使用量が増えている。来期も、売り上げアップを目標としている中、安全衛生対策も考慮し効率的な削減を目標として設定する。	無
3	環境関連法規等	新社屋のエアコンにおいて、騒音、振動に関する届出が出されていなかった。	届出、報告等提出書類の遅れも法令に反する。定期的に業務と法令情報を照らし合わせチェックすること。	無
4	環境活動計画	概ね活動計画通りの取組が実施された。今後も、産業廃棄物のリサイクル率の向上を意識した活動を進める。	評価しやすい目標を定め、全社的にSDGsや環境意識をもって活動を継続推進していく。また、継続して品質改善に努めていく。	無
5	実施体制	社内組織の変更に伴い、各部署のエコ担当責任者、推進委員の変更があった。環境活動に限らず、品質、安全、事業継続の活動を各部門ごとの推進していきたい。	TMS委員会、安全衛生委員会と連携し、一人ひとりの責任と権限のもと環境管理活動を進める事。	無
6	教育・訓練	TMS委員会、安全衛生委員会と連携し、環境管理活動と環境法令を社員に周知すべく、活動内容の啓蒙と経過報告を頻繁に公開していきたい。	環境活動、環境法令改訂情報の知識は建設に携わる者、又社会人として必要なものである。今後も会社として教育を進め、全社員の意識向上に努めることを望む。	無
7	緊急時対応	69期は、環境に伴う緊急事態は発生しなかった。安全衛生活動、BCP（事業継続活動）の充実とともに近年の異常気象による土砂災害、水害へも各部署・各作業所での検討会・実施訓練を行うよう進めていきたい。	緊急事態への準備及び対応に関しては、あらゆる場面を想定し、マニュアルの作成と日々の訓練・対応を重ね、常に安全意識の高揚に努めること。	無
8	外部コミュニケーション	環境方針の記載の通りであるが、BCPとの活動連携を図りながら、当社ホームページを通じ、環境への活動を外部に発信していきたい。	今後も本環境理念に基づき、SDGsを意識した環境保全活動を継続し、地域社会の一員としてアピールする事を望む。	無
9	是正・予防処置	ISO活動の推進を図り、内部監査内容を充実させ、今後も予防処置のもと、PDCAを回していきたい。	予防処置事案を検討し、環境に優しい改善提案活動を後押ししてゆく。	無
10	環境レポート	削減ができない項目に関しては実績の把握のみとしている。特に力を入れるべき項目について分析し、対応していく。	今後も引き続き、実績数量を把握し、対応可能な可否を判断し実施する。	無

見直し日：2024.7.31

代表取締役社長
朝倉 純史

署 名